

---

# 平成 21 年度税制改正に関する要望

---

平成 20 年 9 月

法<sup>人</sup> 日本損害保険協会

# はじめに

社団法人 日本損害保険協会

我が国の経済は、サブプライム問題を契機とした信用不安による米国を中心とした海外経済の減速やエネルギー・原材料価格高の影響により、企業収益は減少し、設備投資や個人消費が伸び悩むなど、足許の景気は停滞しています。また、少子・長寿化の急速な進行、地球温暖化などによる自然災害の増加及び国際的な市場間競争をはじめとした国際競争の激化により、個人・企業を取り巻くリスクが増大しております。

損害保険業界といたしましては、このようなリスクに的確に対応し、損害保険制度の健全な発展を通じて、経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与してまいりたいと存じます。

国際的な市場間競争が激化する中で我が国の金融・資本市場の競争力を強化するために、様々な観点から市場をめぐる周辺環境の整備が求められておりますが、税制面では受取配当等の益金不算入制度は確立された税理論に基づく制度であることから、株式市場の健全な発展を図る観点からも諸外国と比較して不利な扱いとならないような見直しが必要と考えます。

また、少子・長寿化の進行に伴う社会保障費用の増大に直面し、持続可能な社会保障制度への改革が進められておりますが、安心かつ豊かでゆとりのある生活を送るためには、国民一人ひとりが自助努力で将来に備えることが極めて重要であり、将来の生活水準を確保するため、新しい保険料控除制度を創設し、税制面で支援することは有効と考えます。

このような観点から、平成21年度の税制改正にあたりまして、重点要望項目をはじめとして、各種税制の実現・充実に要望いたしますので、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 平成21年度税制改正要望項目 .....  | 2  |
| 1. 受取配当等の二重課税の排除 <b>重点要望項目</b> .....                                | 4  |
| (1) 損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外                              |    |
| (2) 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ  |    |
| 2. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する保険商品を対象とした新しい保険料控除制度の創設 <b>重点要望項目</b> ..... | 6  |
| 3. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続 .....                                    | 8  |
| 4. 地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置 .....                                | 9  |
| 5. 確定拠出年金に係る税制上の措置 .....  | 10 |
| (1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃   |    |
| (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ   |    |
| 6. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化 ..                         | 11 |

# 平成 21 年度税制改正要望項目

## 重点要望項目

### 1. 受取配当等の二重課税の排除

#### (1) 損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外（平成 20 年度で期限切れ）

| 要望内容   | 現行税制                             |
|--|----------------------------------|
| 損害保険会社の積立勘定(その運用財産が株式等でないものに限る)から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること | 租税特別措置として平成 20 年度までの間、負債利子控除の対象外 |

#### (2) 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

| 要望内容   | 現行税制                   |
|--|------------------------|
| 受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(50% 100%) | 益金不算入割合は平成 14 年度より 50% |

### 2. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する保険商品を対象とした新しい保険料控除制度の創設

| 要望内容   | 現行税制   |
|--|--|
| 国民の自己責任に基づく自助努力を税制面から支援する制度として、社会保障制度を補完する医療、介護、年金といった保険商品に死亡時の遺族のための保険商品を加えた新しい保険料控除制度(所得税法上の控除限度額は 150,000 円、地方税法上の控除限度額は 70,000 円)を創設すること | 生命保険料控除制度(所得税法上の控除限度額は 50,000 円、地方税法上の控除限度額は 35,000 円)<br><br>個人年金保険料控除制度(所得税法上の控除限度額は 50,000 円、地方税法上の控除限度額は 35,000 円) |

## その他の要望項目

### 3. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

| 要望内容  | 現行税制                     |
|---|--------------------------|
| 既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること | 収入金額による外形標準課税<br>税率は1.3% |

### 4. 地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置

| 要望内容  | 現行税制              |
|---|-------------------|
| 準備金残高の一層の充実を図る観点から、地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税（損金算入）とすること | 運用益部分の積立については段階課税 |

### 5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

| 要望内容                       | 現行税制   |
|----------------------------|--|
| (1) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること  | 平成22年度まで課税停止措置<br>税率は約1.2%（地方税含む）  |
| (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額を引き上げること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人型（月額）<br/>18,000円（企業（型）年金制度未導入先企業の従業員）<br/>68,000円（自営業者等）</li> <li>・企業型（月額）<br/>23,000円（企業年金制度あり）<br/>46,000円（企業年金制度なし）</li> </ul> |

### 6. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化（平成20年度で期限切れ）

| 要望内容   | 現行税制           |
|--|----------------|
| 契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること | 平成20年度まで課税停止措置 |

（注）現行税制：平成20年度適用される税制

## 1. 受取配当等の二重課税の排除

- (1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外（平成 20 年度期限切れ）
- (2) 受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

法人が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が 80% から 50% に引き下げられました。

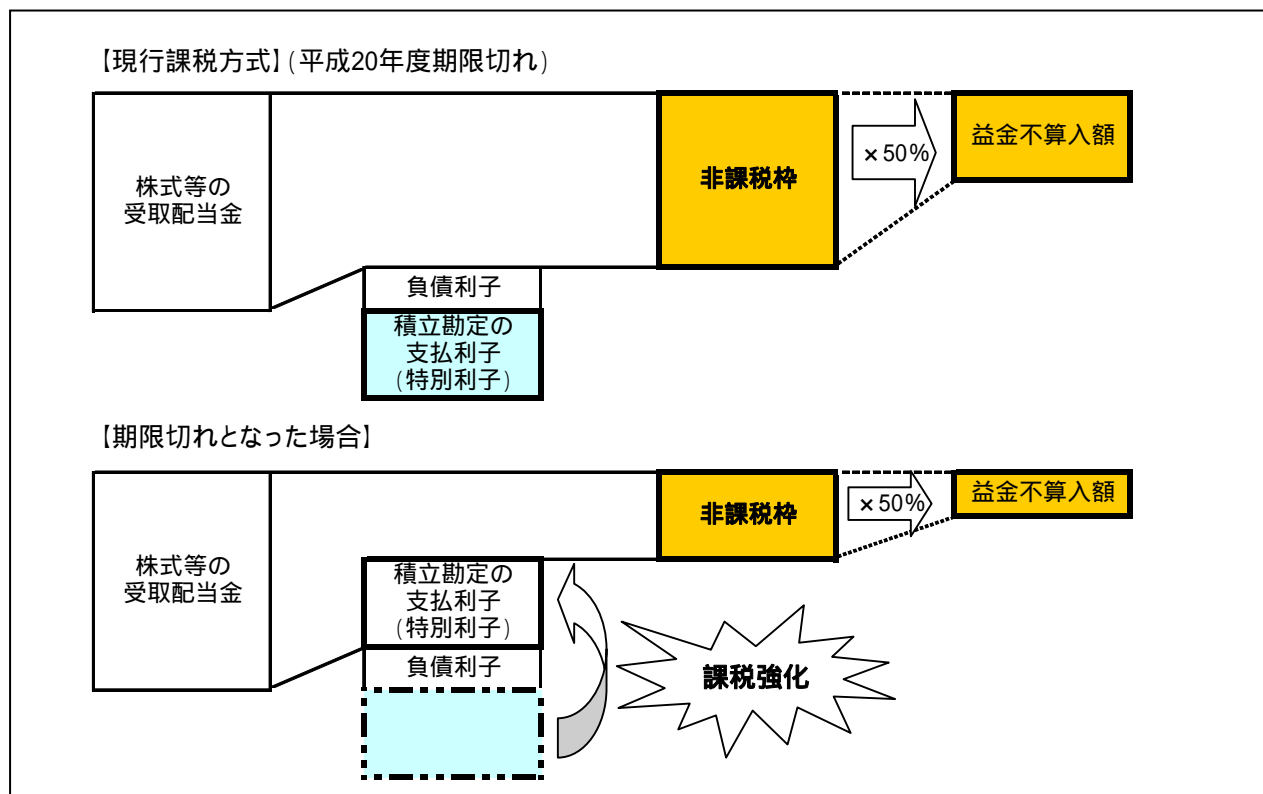
本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

つきましては、受取配当等の二重課税の排除という観点から、受取配当等の益金不算入制度について、下記の 2 項目の実現を要望します。

- (1) 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子に係る特別利子の取り扱いを恒久化すること

平成 14 年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されました。そうした中で、特定利子の一つであった損害保険会社の積立勘定の利子（予定利息および契約者配当）については、「特別利子」として平成 20 年度までの租税特別措置として負債利子控除の対象外とされております。

損害保険会社が積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定」は、保険業法に基づく制度であり、その設置に係る認可上、特定の商品に係る積立勘定を除き株式で運用が認められておりません。また、もし万一税理論を無視した課税強化が行われれば、積立保険の契約者に還元すべき運用成果が著しく減少して契約者に不利益を及ぼすことになりかねません。したがって、積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子は、租税特別措置としてではなく、本法による恒久措置として負債利子控除の対象外とされて然るべきと考えます。



(注)「負債利子控除制度」

借入金等の資金で株式等を購入すると、借入金等の支払利息（負債利子）が損金に算入され、株式等から得られる受取配当は非課税であることから、課税上の二重メリットが発生する。したがって受取配当等の益金不算入額（非課税額）の計算に際して、受取配当等の額から負債利子の額を控除することとされている。

「特別利子制度」

借入金等のうち株式に充てられないことが明らかなものに係る利子については、二重メリットが発生しないため受取配当等の額から控除する必要がない。こうしたものは特定利子と呼ばれ負債利子控除の対象から除外されていた。なお、法人税法施行令等において経過措置が満了したことにより、「特定利子」の表現は租税特別措置法での「特別利子」に改められている。

**(2) 受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）**

受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であることや、諸外国と比べて不利のない取り扱いとすると、益金不算入割合は50%から100%に引き上げることが然るべきと考えます。

## 2. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する保険商品を対象とした新しい保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を税制面から支援する制度として、社会保障制度を補完する医療、介護、年金といった保険商品に死亡時の遺族のための保険商品を加えた新しい保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は150,000円、地方税法上の控除限度額は70,000円）を創設すること

少子・長寿化の進行に伴う社会保障費用の増大が、我が国の大きな課題となっている中で、社会保障制度を持続可能な制度として再構築していくためには、医療費自己負担割合の引き上げや、公的年金の支給額の見直しなど、給付と負担のバランスや世代間の公平性等の見直しが不可欠とされています。

国民一人ひとりにとっても、医療費・介護費用・生活費等の経済的負担の増大に対処するために、自らの力で自らの将来に備える自助努力がますます重要となります。

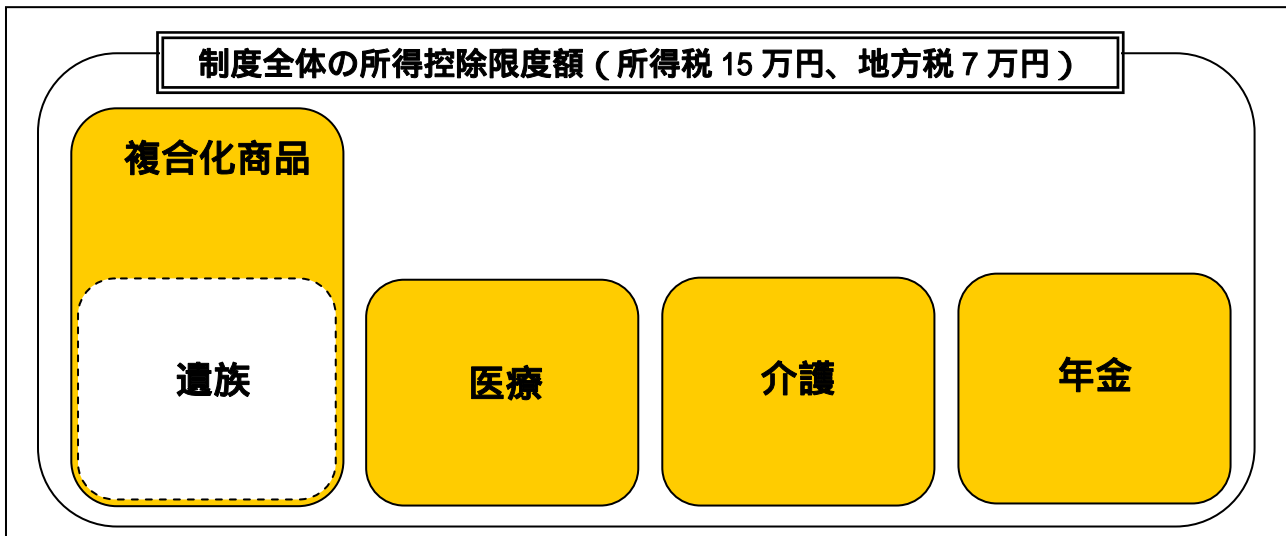
こうした我が国における経済・社会の課題を踏まえ、生涯にわたり安心かつ豊かでゆとりのある生活水準を確保するといった国民のニーズに応えるものとして、損害保険業界では、社会保障を補完する「医療」、「介護」、「年金」といった保険商品を取り扱っていますが、これらの保険の加入状況はまだ十分とはいえない状況です。

社会保障を補完する保険商品について、税制面での支援を行うことは、医療費・介護費用・生活費等の経済的負担の増大に対処するといった、今真に普及が必要とされる保険の加入に対するインセンティブを高め、国等の政策として、国民の自助努力に対する意識の向上を図り、安心かつ豊かでゆとりある国民生活を確保するとともに、我が国経済の持続的な成長に資するものと考えます。

つきましては、社会保障を補完するための保険商品について税制面での支援を行うことにより、国民の自助努力による備えを促進し、将来の生活水準を確保するために下記項目を要望いたします。

国民の自己責任に基づく自助努力を税制面から支援する制度として、社会保障制度を補完する、医療、介護、年金といった保険商品に死亡時の遺族のための保険商品を加えた新しい保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は150,000円、地方税法上の控除限度額は70,000円）を創設すること

## 【新しい保険料控除制度の概要】



### 区分の設定

新しい保険料控除制度においては、国民一人ひとりの様々なニーズに対応し、自助努力による備えをバランスよく促進するため、公的制度に対応した区分を設けます。

- ・ 公的医療保険（健康保険）に対する「医療」
- ・ 公的介護保険に対する「介護」
- ・ 公的年金（国民年金・厚生年金等）に対する「年金」

これらに、遺族の生活資金の確保に備える「遺族」を加え、少子・長寿化に伴う生活リスク全般を対象とします。

### 保険料の分類

保険契約は、「主契約（普通保険約款）」と主契約に付加して契約する「特約」の組み合わせで成り立っています。新しい保険料控除制度では、保険料は主契約の内容により、それぞれの区分に分類します。

なお、主契約に付加して契約している特約の保険料も主契約と同じ区分に分類します。

（具体例）

「遺族」：定期保険、終身保険、養老保険など

なお、医療特約や介護特約を付加した定期保険等は「複合化商品」に分類します。

「医療」：医療保険、がん保険、医療費用保険など

「介護」：介護保険、介護補償保険、介護費用保険など

「年金」：生命保険会社や損害保険会社の年金商品（現行の個人年金保険料控除の税制適格要件を満たすもの）

### 控除上限額

それぞれの区分毎の控除額上限は、所得税 5 万円、地方税 3.5 万円とします。

ただし、「複合化商品」の控除額上限は、「遺族」と合算して所得税 10 万円、地方税 5 万円となります。

### 所得控除限度額

所得控除限度額は、「遺族」「医療」「介護」「年金」に分類した保険料を基準にして算出した控除額（それぞれの区分の控除額上限を限度とします。）を合計した額を所得から控除します。（ただし、所得税 15 万円、地方税 7 万円を限度とします。）



### 3 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

#### 既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。これと関連して与党税制改正大綱においては、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種について、付加価値額および資本金等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

## 4 .地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置

### 地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税（損金算入）とすること

地震保険については、その機能を十分に発揮するために、法令の定めるところにより、この保険から生じる収支残高および運用益はすべて異常危険準備金として積み立てることが義務付けられております。しかしながら、異常危険準備金としての積立が無税で認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分については、その積立にあたって段階的な課税を受けております。

損害保険業界では、地震保険の商品改定等を通じた制度の充実や、普及率の拡大を図っていますが、これにより地震発生の際の保険金支払責任限度額は大幅に増加しており、地震保険に係る異常危険準備金の残高は必要積立額に比べ不十分な状況になっています。さらに、平成 18 年度税制改正において地震保険料控除制度が創設されることとなったことにより、今後一層の地震保険の普及拡大が見込まれます。

このような状況において、損害保険会社が保険金支払に万全を期すためには、地震保険に係る異常危険準備金残高の一層の充実を図ることが急務となっております。

そのためには、現在、地震保険に係る異常危険準備金として積み立てる運用益について、各年度末の責任限度額に対する準備金残高の割合に応じて決められている段階的課税割合を撤廃し、全額非課税（損金算入）とする税制措置が必要不可欠と考えます。また、今後の金利上昇により運用益自体の増加が見込まれるため、損金算入されることにより一層の充実が図れることとなります。

つきましては、地震保険の異常危険準備金残高の一層の充実を図る観点から下記項目を要望いたします。

### 地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税（損金算入）とすること

## 5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること
- (2) 確定拠出年金制度について、拠出限度額を引き上げること

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになってきています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

### (1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃

確定拠出年金制度を発展・普及させ、年金資産を早期に充実させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 22 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

### (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

現行の確定拠出年金制度において、既存の確定給付型年金制度の有無により拠出限度額が異なることや、他の退職給付制度からの移行を考慮した場合に拠出限度額が低すぎることで、市場のニーズに合った年金制度の設計にあたり制約になっています。拠出限度額は平成 16 年度税制改正により一定の引き上げがされたものの、安定した生活に足る退職後の所得確保を図る観点からは十分なものとは言えず、拠出限度額の更なる引き上げが必要であると考えます。

つきましては、確定拠出年金制度の健全な発展と普及の促進および年金資産の早期充実により、国民が退職後の所得を確保し老後生活の安定を図る観点から下記 2 項目を要望いたします。

- (1) 個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること
- (2) 拠出限度額を引き上げること

## 6. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る 不動産取得税の非課税措置の恒久化

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（平成 20 年度で期限切れ）**

損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破たん保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。

破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成 20 年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。

つきましては、損害保険会社破綻時のセーフティネットの円滑な運営を行う観点から下記項目を要望いたします。

**契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること**

なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成 17 年度税制改正により恒久化されています。